

高 第 1011 号の 6
令和 2 年 5 月 4 日

各高齢者福祉施設長
様
各介護サービス事業者

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

新型コロナウイルス感染症に係る「緊急事態宣言」の延長について

平素から本県の高齢者福祉行政の推進に格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、本年 4 月 8 日に 5 月 6 日までを期間として発令されておりました新型コロナウイルス感染症に係る「緊急事態宣言」が 5 月 31 日まで延長されることとなりました。本県では、各高齢者福祉施設・介護サービス事業所につきましては、「緊急事態宣言」の状況下におきましても、「新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条の規定に基づく緊急事態宣言の発令に伴って実施する緊急事態措置について」（令和 2 年 4 月 8 日高第 1011 号の 3）等においてお示ししているとおり、感染防止対策を厳重に徹底した上での事業の継続を要請しておりますので、引き続き、厚生労働省事務連絡等に基づく感染拡大防止対策を厳重に徹底しつつ、必要な介護サービスの提供を継続していただきますようお願いいたします。

また、通所サービス又は短期入所の介護サービス事業所におかれましては、これまでもお示ししているとおり、介護サービスを利用しなくても居宅等で生活することが可能な利用者に対するサービス利用自粛の協力依頼、代替サービスを必要とする利用者に対する代替サービス確保のための必要な対応等についても御理解と御協力をいただきますよう改めてお願いいたします。

高齢政策課介護基盤整備班長 藤本（俊）
代表電話：078-341-7711 内線 3107
toshinori_fujimoto@pref.hyogo.lg.jp